

令和 6(2024)年度

二国間交流事業 共同研究・セミナー

事務取扱の手引 Appendix.

国(対応機関)・事業別概要

<Version 2024.1>

- 各事業を実施する前に、それぞれの事業に対応する表を確認の上、
使用可能な経費や注意事項を確認してください。

目次

【国名】対応機関正式名称・和文(英文:対応機関名略称)	1
【エジプト】科学技術イノベーション基金 (Science, Technology and Innovation Funding Authority:STDF)	2
【南アフリカ】国立研究財団 (National Research Foundation:NRF)	3
【バングラデシュ】バングラデシュ大学助成委員会 (University Grants Commission of Bangladesh:UGC)	4
【中国】中国科学院 (Chinese Academy of Sciences: CAS)	5
【中国】中国社会科学院 (Chinese Academy of Social Sciences: CASS)	6
【中国】中国国家自然科学基金委員会 (National Natural Science Foundation of China: NSFC)	7
【インド】科学技術庁 (Department of Science and Technology:DST)	8
【インド】インド社会科学研究評議会 (Indian Council of Social Science Research:ICSSR)	10
【インドネシア】教育文化研究技術省高等教育研究技術総局 (Directorate General of Higher Education, Research, and Technology, Ministry of Education, Culture, Research, and Technology:DGHERT)	11
【イスラエル】イスラエル科学財団 (Israel Science Foundation:ISF)	12
【フィリピン】科学技術省 (Department of Science and Technology:DOST)	13
【韓国】韓国研究財団 (National Research Foundation of Korea:NRF)	14
【シンガポール】シンガポール国立大学 (National University of Singapore:NUS)	15
【タイ】タイ学術研究会議 (National Research Council of Thailand:NRCT)	16
【トルコ】トルコ科学技術研究機構 (The Scientific and Technological Research Council of Türkiye:TÜBİTAK)	17
【ベトナム】ベトナム科学技術アカデミー (Vietnam Academy of Science and Technology:VAST)	18
【ニュージーランド】ニュージーランド王立学士院 (Royal Society of New Zealand:RSNZ)	19
【オーストリア】オーストリア科学財団 (Austrian Science Fund:FWF)	20
【ベルギー】学術研究財団(ワロニー) (Fonds de la Recherche Scientifique–FNRS:F.R.S.–FNRS)	21
【ベルギー】学術研究財団(フランダース) (Research Foundation – Flanders:FWO)	22
【チェコ】チェコ科学アカデミー (Czech Academy of Sciences: CAS)	23
【フィンランド】フィンランドアカデミー (Academy of Finland:AF)	24
【フランス】国立保健医学研究所 (Institut National de la Santé et de la Recherche Médicale:Inserm)	25
【フランス】ヨーロッパ・外務省－高等教育・研究省 (Ministry for Europe and Foreign Affairs – Ministry of Higher Education and Research:MEAE–MESR)	26
【ドイツ】ドイツ学術交流会 (German Academic Exchange Service:DAAD)	27
【ドイツ】ドイツ研究振興協会 (German Research Foundation:DFG)	28
【ハンガリー】ハンガリー科学アカデミー (Hungarian Academy of Sciences: HAS)	29
【イタリア】イタリア学術研究会議 (The National Research Council of Italy:CNR)	30
【リトアニア】リトアニア研究評議会 (Research Council of Lithuania:RCL)	31
【オランダ】オランダ科学研究機構 (Netherlands Organisation for Scientific Research:NWO)	32
【ポーランド】ポーランド科学アカデミー (Polish Academy of Sciences:PAN)	33
【スロベニア】高等教育科学イノベーション省 (Ministry of Higher Education, Science and Innovation: MESI)	34
【英国】王立協会 (The Royal Society)	35
【オープンパートナーシップ】共同研究／セミナー (OP)	36

<表の見方>

【国名】対応機関正式名称・和文(英文:対応機関名略称)

日本側と相手国側の経費分担方法

(委託費で日本側の経費を全て負担できる場合と、相手国側と経費を分担する場合、等がありますので、

下記の詳細と併せてご確認ください。)

			共同研究	セミナー			
				相手国開催	日本開催		
事業名称			事業名称(和文)(英文)				
実施期間 (セミナーは本会合)	全実施期間		本会合の実施期間				
	採用初年度の開始可能日		本会合の開催可能日				
参加者の渡航受入条件	下記事業は、年間の渡航・受入日数に制限があります。 インド DST、フランス Inserm、ポーランド PAN						
第三国からの参加者	原則として、参加は認められません。		若干名の参加は可能ですが、委託費で経費を負担することはできません。なお、中国 CAS、中国 NSFC は参加可能な人数の上限が定められています。				
振興会から支給する委託費	総額		委託費総額の上限額				
	日本側 参加者 等	外国旅費	委託費で負担可能な外国旅費 ※振興会と相手国側対応機関で「往復交通費」と「渡航先での日当・宿泊費等」を分担する場合があります。		—		
		国内旅費	委託費で負担可能な国内旅費(交通費、日当、宿泊費等)				
	相手国側参加者等		委託費で負担可能な相手国側参加者の旅費 ※振興会と相手国側対応機関で「往復交通費」と「渡航先での日当・宿泊費等」を分担する場合があります。	—	※共同研究と同じ		
	旅費 以外	使途	事務取扱の手引「4-4. 表 3」を参照してください。				
		留意事項	会議費 (セミナー)	日本で準備会・整理会の実施が可能です。	委託費に本会合の開催経費が含まれます。 日本で準備会・整理会の実施が可能です。		
相手国側から日本側参加者等 に対する支給経費	海外旅行傷害保険		当該欄に記載がある場合のみ、委託費での負担が可能です。				
			相手国側対応機関が負担する日本側参加者の旅費 ※振興会と相手国側対応機関で「往復交通費」と「渡航先での日当・宿泊費等」を分担する場合があります。				
備考							

※表中のハイフン(ー)は、募集対象外、あるいは、振興会支給経費の対象外であることを意味します。

※会計年度は国によって日本と異なる場合があります。

【エジプト】科学技術イノベーション基金 (Science, Technology and Innovation Funding Authority: STDF)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。セミナー一本会合の開催経費は開催国が負担します。

			共同研究		セミナー		
			エジプト開催		日本開催		
事業名称			日本学術振興会とエジプト科学技術イノベーション基金との二国間交流事業 (共同研究・セミナー) Japan-Egypt Research Cooperative Program between JSPS and STDF				
実施期間 (セミナーは本会合)			1年以上 2年以内		1週間以内		
	初年度 開始時期	採用年度 8月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	採用年度 6月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	採用年度 6月1 日から翌年3月 31日までの間	
参加者の渡航受入条件			—		—		
第三国からの参加者			—		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。		
振興会から支給する委託費	総額		各年度 250万円以内。 かつ、総額の上限額は全実 施期間が1年間の場合は 250万円、2年間以内の場 合は500万円。		総額の上限額は 150 万 円。		
	旅費内訳	日本側 参加者 等	相手国目的地までの往復 交通費、相手国滞在中の 交通費、日当、宿泊料、等		相手国目的地までの往復 交通費、相手国滞在中の 交通費、日当、宿泊料、等		
			国内旅費		交通費、日当、宿泊料、等		
	相手国側参加者等		—		—		
	使途		事務取扱の手引「4-4. 表3」を参照。				
旅費以外 留意事項	会議費 (セミナー)	—		日本開催の準備会及び 整理会(各1回以内)		・セミナー一本会合開催経費 ・日本開催の準備会(2回 以内)、整理会(1回以内)	
		日本側参加者等の海外旅 行傷害保険 ※相手国側参加者等の海 外旅行傷害保険は STDF が負担。		日本側参加者等の海外旅 行傷害保険		— ※相手国側参加者等の海 外旅行傷害保険は STDF が負担。	
STDF から日本側参加者等 に対する支給経費			—		—		
備考			<ul style="list-style-type: none"> エジプト側代表者は採用決定後に別途エジプト関連省庁における諸手続きを行う必 要があります。諸手続きの完了が STDF からの経費支援の条件になります。 エジプト側の支給額は、共同研究は1件あたり年間 145,000 エジプトポンド以内です。 また、セミナーは 1 件あたり 85,000 エジプトポンド以内です。 				

【南アフリカ】国立研究財団 (National Research Foundation:NRF)

派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。

			共同研究	セミナー			
				南アフリカ開催		日本開催	
事業名称			日本学術振興会と南アフリカ国立研究財団との二国間交流事業(共同研究) Japan-NRF Joint Research Program				
実施期間 (セミナーは本会合)			1年以上2年以内		—	—	
			初年度 開始時期	採用年度4月1 日から同年12月 31日までの間	開催 可能日	—	
参加者の渡航受入条件			—		—	—	
第三国からの参加者			—		—	—	
振興会から支給する委託費	総額		各年度250万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間が1年間の場合は250万円、2年間以内の場合には500万円。		—	—	
	旅費内訳 日本側 参加者 等	外国旅費	相手国目的地までの往復 交通費、等		—	—	
		国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		—	—	
	相手国側参加者等		日本滞在中の交通費、日 当、宿泊料、等		—	—	
	使途		事務取扱の手引「4-4. 表3」を参照。				
	旅費以外 留意事項	会議費 (セミナー)	—		—	—	
		海外旅行傷害保険	日本側参加者等の海外旅 行傷害保険 ※相手国側参加者等の海 外旅行傷害保険はNRFが 負担。		—	—	
NRFから日本側参加者等 に対する支給経費			相手国滞在中の交通費、日 当、宿泊料、等		—	—	
備考			<ul style="list-style-type: none"> ・ 南アフリカ側の共同研究期間は採用年の1月～採用翌年の12月です。 ・ 南アフリカ側の支給額は、1件あたり全実施期間で900,000ランド以内です。 				

【バングラデシュ】バングラデシュ大学助成委員会 (University Grants Commission of Bangladesh : UGC)

派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。

			共同研究		セミナー		
			バングラデシュ開催		日本開催		
事業名称			日本学術振興会とバングラデシュ大学助成委員会との二国間交流事業(共同研究) JSPS-UGC Joint Research Program				
実施期間 (セミナーは本会合)			1年以上2年以内		-		
			初年度 開始時期	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	-	
参加者の渡航受入条件			-		-		
第三国からの参加者			-		-		
振興会から支給する委託費	総額		各年度250万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間が1年間の場合は250万円、2年間以内の場合には500万円。		-		
	旅費内訳	日本側 参加者 等	外国旅費	相手国目的地までの往復 交通費、等	-		
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等	-		
	相手国側参加者等		日本滞在中の交通費、日 当、宿泊料、等		-		
	使途		事務取扱の手引「4-4. 表3」を参照。				
	旅費以外	留意 事項	会議費 (セミナー)	-		-	
			海外旅行傷害保険	相手国側参加者等の海外 旅行傷害保険	-		
UGCから日本側参加者等 に対する支給経費			相手国滞在中の交通費、日 当、宿泊料、保険料等		-		
備考			・バングラデシュ側の支給額は、1件あたり、全実施期間が1年間の場合は11,765 アメリカドル、2年間以内の場合は23,529 アメリカドル以内です。				

【中国】中国科学院 (Chinese Academy of Sciences: CAS)

派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。セミナー一本会合の開催経費は開催国が負担します。

		共同研究		セミナー	
		中国開催		日本開催	
事業名称		日本学術振興会と中国科学院との二国間交流事業(共同研究・セミナー) JSPS-CAS Joint Research Program/Joint Seminar			
実施期間 (セミナーは本会合)		3年間		1週間以内	
初年度 開始時期	採用年度 4月 1 日	開催 可能日	採用年度 4月 1 日から翌年 3月 31 日までの間	開催 可能日	採用年度 4月 1 日から翌年 3月 31 日までの間
参加者の渡航受入条件		—		—	
第三国からの参加者		—		総参加者数の 4 分の 1 を 超えない範囲で可。ただし 委託費では経費を負担し ない。	
振興会から支給する委託費	総額		各年度 150 万円以内。 かつ、総額の上限額は全実 施期間で 450 万円。	総額の上限額は 120 万 円。	
	日本側 参加者 等	外国旅費	相手国目的地までの往復 交通費、等	相手国目的地までの往復 交通費、等	—
	国内旅費		交通費、日当、宿泊料、等	交通費、日当、宿泊料、等	交通費、日当、宿泊料、等
	相手国側参加者等		日本滞在中の交通費、日 当、宿泊料、等	—	日本滞在中の交通費、日 当、宿泊料、等
旅費以外	使途		事務取扱の手引「4-4. 表 3」を参照。		
	会議費 (セミナー)	—	日本開催の準備会及び 整理会(各 1 回以内)		・ セミナー一本会合開催経費 ・ 日本開催の準備会(2 回 以内)、整理会(1 回以内)
	留意事項	海外旅行傷害保険	日本側参加者等の海外旅 行傷害保険 ※相手国側参加者等の海 外旅行傷害保険は CAS が 負担。	日本側参加者等の海外旅 行傷害保険	— ※相手国側参加者等の海 外旅行傷害保険は CAS が 負担。
CAS から日本側参加者等 に対する支給経費		相手国滞在中の交通費、 日当、宿泊料、等	相手国滞在中の交通費、 日当、宿泊料、等	—	
備考		・ 中国側の支給額は、共同研究は 1 件・各年度あたり 150,000 元以内、かつ、総額の 上限額は全実施期間で 450,000 元。また、セミナーは 1 件あたり 100,000 元以内です。			

【中国】中国社会科学院（Chinese Academy of Social Sciences : CASS）

派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。

			共同研究		セミナー		
			中国開催		日本開催		
事業名称			日本学術振興会と中国社会科学院との二国間交流事業(共同研究) JSPS-CASS Joint Research Program				
実施期間 (セミナーは本会合)			1年以上 2年9ヶ月以内		—		
			初年度 開始時期	採用年度 4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	—	
参加者の渡航受入条件			—		—		
第三国からの参加者			—		—		
振興会から支給する委託費	総額		各年度 150万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間が1年間の場合は 150万円、2年間以内の場合 は300万円、2年9ヶ月 以内の場合は450万円。		—		
	日本側 参加者 等	外国旅費	相手国目的地までの往復 交通費、等		—		
		国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		—		
	相手国側参加者等		日本滞在中の交通費、日 当、宿泊料、等		—		
旅費以外	使途		事務取扱の手引「4-4. 表3」を参照。				
	留意事項	会議費 (セミナー)	—		—		
		海外旅行傷害保険	日本側参加者等の海外旅 行傷害保険 ※相手国側参加者等の海 外旅行傷害保険はCASS が負担。		—		
CASS から日本側参加者等 に対する支給経費			相手国滞在中の交通費、日 当、宿泊料、等		—		
備考							

【中国】中国国家自然科学基金委員会 (National Natural Science Foundation of China: NSFC)

派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。セミナー一本会合の開催経費は開催国が負担します。

			共同研究		セミナー			
			中国開催		日本開催			
事業名称			日本学術振興会と中国国家自然科学基金委員会との二国間交流事業(共同研究・セミナー) Japan-China Scientific Cooperation Program between JSPS and NSFC					
実施期間 (セミナーは本会合)			2年9ヶ月		1週間以内		1週間以内	
			初年度 開始時期	採用年度4月1 日	開催 可能日	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間
参加者の渡航受入条件			—		—		—	
第三国からの参加者			—		総参加者数の4分の1を超えない範囲で可。ただし委託費では経費を負担しない。		総参加者数の4分の1を超えない範囲で可。ただし委託費では経費を負担しない。	
振興会から支給する委託費	総額		各年度150万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間で450万円。		総額の上限額は120万円。		総額の上限額は120万円。	
	日本側 参加者 等	外国旅費	相手国目的地までの往復交通費、等		相手国目的地までの往復交通費、等		—	
		国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		交通費、日当、宿泊料、等		交通費、日当、宿泊料、等	
	相手国側参加者等		日本滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		—		日本滞在中の交通費、日当、宿泊料、等	
旅費以外	使途		事務取扱の手引「4-4. 表3」を参照。					
	留意事項	会議費 (セミナー)	—		日本開催の準備会及び整理会(各1回以内)		・セミナー一本会合開催経費 ・日本開催の準備会(2回以内)、整理会(1回以内)	
		海外旅行傷害保険	日本側参加者等の海外旅行傷害保険 ※相手国側参加者等の海外旅行傷害保険はNSFCが負担。		日本側参加者等の海外旅行傷害保険		— ※相手国側参加者等の海外旅行傷害保険はNSFCが負担。	
NSFCから日本側参加者等に対する支給経費			相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		—	
備考			・中国側の支給額は、共同研究は1件あたり全実施期間で200,000元以内。また、セミナーは1件あたり60,000~120,000元以内です(セミナーの規模や必要費用に応じて、200,000元を上限として増額される可能性があります。)。					

【インド】科学技術庁 (Department of Science and Technology : DST)

派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。セミナー一本会合の開催経費は開催国が負担します。

			共同研究	セミナー					
				インド開催	日本開催				
事業名称			日印自然科学協力事業 Japan-India Cooperative Scientific Programme between JSPS and DST						
実施期間 (セミナーは本会合)			1年以上 2年以内		1週間以内				
			初年度 開始時期	【R4 採用分】 採用年度 6月 1 日から同年 12月 31 日までの間 【R5 採用分から】 採用年度 6月 1 日から翌年 3月 31 日までの間	開催 可能日	採用年度 6月 1 日から翌年 3月 31 日までの間	開催 可能日	採用年度 6月 1 日から翌年 3月 31 日までの間	
参加者の渡航受入条件			DST では年度あたりの渡航回数・人数を制限しています。詳細はインド側代表者から DST に確認してください。						
第三国からの参加者			—		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。		
振興会から支給する委託費	総額		各年度 100 万円以内。 かつ、総額の上限額は全実 施期間が 1 年間の場合は 100 万円、2 年間以内の場 合は 200 万円。		総額の上限額は 150 万円。		総額の上限額は 150 万円。		
	日本側 参加者 等	外国旅費	相手国目的地までの往復 交通費、等		相手国目的地までの往復 交通費、等		—		
		国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		交通費、日当、宿泊料、等		交通費、日当、宿泊料、等		
	相手国側参加者等		日本滞在中の交通費、日 当、宿泊料、等		—		日本滞在中の交通費、日 当、宿泊料、等		
旅費内訳	使途		事務取扱の手引「4-4. 表 3」を参照。						
	留意事項	会議費 (セミナー)	—		日本開催の準備会及び整 理会(各 1 回以内)		・ セミナー一本会合開催経費 ・ 日本開催の準備会(2 回 以内)、整理会(1 回以内)		
旅費以外		海外旅行 傷害保険	日本側参加者等の海外旅 行傷害保険 ※相手国側参加者等の海 外旅行傷害保険は DST が 負担。		日本側参加者等の海外旅 行傷害保険		— ※相手国側参加者等の海 外旅行傷害保険は DST が 負担。		
		DST から日本側参加者等 に対する支給経費	相手国滞在中の交通費、日 当、宿泊料、等(備考欄もご 確認ください)		相手国滞在中の交通費、日 当、宿泊料、等(備考欄もご 確認ください)		—		
備考			<ul style="list-style-type: none"> ・ インド側の共同研究の開始日は採用年度の 6 月 1 日から 3 月 31 日の間となり、実施 期間は 24 か月以内となります。 ・ インド側代表者は採用決定後、予算承認のための書類を DST に提出することになっ ています。この予算承認を受けた課題からインド側の事業が開始可能となります。よって、 インド側の開始時期は課題により異なりますのでご注意ください。 ・ インド側参加者が来日する際は、利用できる航空会社に制限が設けられている場合が ありますのでご注意ください。また、日本側参加者等がインドに渡航する場合、DST から 受給できる費用に制限がありますので、詳細はインド側代表者から DST に確認してく ださい。 						

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・ DST の経費は以下のものに使用できます。<ul style="list-style-type: none">- インド側研究者…日本・インド間の航空運賃(インドの所属機関を起点とした国内航空運賃を含む。)- 日本側研究者…インド滞在中の交通費、日当、宿泊料、等。ただし、インド国内の都市間の移動に関する航空運賃は含まない。 |
|--|---|

【インド】インド社会科学研究評議会 (Indian Council of Social Science Research: ICSSR)

派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。セミナー一本会合の開催経費は開催国が負担します。

			共同研究		セミナー		
			インド開催		日本開催		
事業名称			日本学術振興会とインド社会科学研究評議会との二国間交流事業(共同研究・セミナー) JSPS-ICSSR Joint Research Program/Joint Seminar				
実施期間 (セミナーは本会合)			1年以上2年以内		1週間以内		
初年度 開始時期	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間		
参加者の渡航受入条件			—	—	—		
第三国からの参加者			—	若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。	若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。		
振興会から支給する委託費	総額		各年度120万円以内。 かつ、総額の上限額は全実 施期間が1年間の場合は 120万円、2年間以内の場 合は240万円。	総額の上限額は120万 円。	総額の上限額は120万 円。		
	旅費内訳 日本側 参加者 等	外国旅費	相手国目的地までの往復 交通費、等	相手国目的地までの往復 交通費、等	—		
		国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等	交通費、日当、宿泊料、等	交通費、日当、宿泊料、等		
	相手国側参加者等		日本滞在中の交通費、日 当、宿泊料、等	—	日本滞在中の交通費、日 当、宿泊料、等		
	使途		事務取扱の手引「4-4. 表3」を参照。				
旅費以外 留意事項		会議費 (セミナー)	—	日本開催の準備会及び 整理会(各1回以内)	<ul style="list-style-type: none"> ・セミナー一本会合開催経費 ・日本開催の準備会(2回 以内)、整理会(1回以内) 		
		海外旅行傷害保険	日本側参加者等の海外旅 行傷害保険 ※相手国側参加者等の海 外旅行傷害保険は ICSSR が負担。	日本側参加者等の海外旅 行傷害保険	— ※相手国側参加者等の海 外旅行傷害保険は ICSSR が負担。		
ICSSRから日本側参加者等 に対する支給経費			相手国滞在中の交通費、 日当、宿泊料、等	相手国滞在中の交通費、 日当、宿泊料、等	—		
備考			<ul style="list-style-type: none"> ・インド側の支給額は、1件・各年度あたり 700,000 インドルピー以内です。また、セミナ ーは1件あたり 700,000 インドルピー以内です。 				

【インドネシア】教育文化研究技術省高等教育研究技術総局 (Directorate General of Higher Education, Research, and Technology, Ministry of Education, Culture, Research, and Technology:DGHERT)

日本側が両国参加者の経費を、インドネシア側がそのうちの一部を負担します。

	共同研究	セミナー				
		インドネシア開催		日本開催		
事業名称	日本学術振興会とインドネシア教育文化研究技術省高等教育研究技術総局との 二国間交流事業(共同研究) JSPS-DGHERT Joint Research Program					
実施期間 (セミナーは本会合)	1年以上3年以内		—		—	
	初年度 開始時期	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	—	開催 可能日	—
参加者の渡航受入条件	—		—		—	
第三国からの参加者	—		—		—	
振興会から支給する委託費	総額		各年度250万円以内。 かつ、総額の上限額は全実 施期間が1年間の場合は 250万円、2年間以内の場 合は500万円、3年間以内 の場合は750万円。		—	
	日本側 参加者 等	外国旅費	相手国目的地までの往復 交通費、等		—	
		国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		—	
	相手国側参加者等		日本目的地までの往復国 際航空運賃、日本滞在中の 交通費、日当、宿泊料、等 (ただし、1名分の往復国際 航空運賃はインドネシア側 が負担する)		—	
	使途		事務取扱の手引「4-4. 表3」を参照。			
旅 費 以 外	留意事 項	会議費 (セミナー)	—		—	
		海外旅行傷害保険	日本側参加者等の海外旅 行傷害保険		—	
DGHEから日本側参加者等 に対する支給経費	相手国滞在中の交通費、日 当、宿泊料、等		—		—	
備考	<ul style="list-style-type: none"> インドネシア側の支給額は、1件・各年度あたり6,000万ルピア以内です。 <p>【R4 採用分まで】 対応機関の名称は「教育文化省高等教育総局 (Directorate General of Higher Education, Ministry of Education and Culture:DGHE)」から変わりましたが、書類提出に おいては、引き続き「DGHE」の略称名を使用してください。</p>					

【イスラエル】イスラエル科学財団 (Israel Science Foundation:ISF)

派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。

			共同研究	セミナー			
				イスラエル開催		日本開催	
事業名称			日本学術振興会とイスラエル科学財団との二国間交流事業(共同研究) JSPS-ISF Joint Research Program				
実施期間 (セミナーは本会合)			1年以上2年以内		-		
			初年度 開始時期	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	-	
参加者の渡航受入条件			-		-		
第三国からの参加者			-		-		
振興会から支給する委託費	総額		各年度250万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間が1年間の場合は250万円、2年間以内の場合には500万円。		-		
	旅費内訳 日本側 参加者 等	外国旅費	相手国目的地までの往復 交通費、等		-		
		国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		-		
	相手国側参加者等		日本滞在中の交通費、日 当、宿泊料、等		-		
	使途		事務取扱の手引「4-4. 表3」を参照。				
旅費以外 留意事項		会議費 (セミナー)	-		-		
		海外旅行傷害保険	日本側参加者等の海外旅 行傷害保険 ※相手国側参加者等の海 外旅行傷害保険はISFが 負担。		-		
ISFから日本側参加者等 に対する支給経費			相手国滞在中の交通費、日 当、宿泊料、等		-		
備考			・イスラエル側の支給額は、1件あたり全実施期間で38,000NIS以内です。				

【フィリピン】科学技術省 (Department of Science and Technology:DOST)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。

			共同研究		セミナー	
			フィリピン開催		日本開催	
事業名称			日本学術振興会とフィリピン科学技術省との二国間交流事業(共同研究) JSPS-DOST Joint Research Program			
実施期間 (セミナーは本会合)	1年以上 2年以内			—	—	
	初年度 開始時期	採用年度 4月 1 日から翌年 3月 31 日までの間	開催 可能日	—	開催 可能日	—
参加者の渡航受入条件	—			—	—	
第三国からの参加者	—			—	—	
振興会から支給する委託費	総額		各年度 250 万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間が 1 年間の場合は 250 万円、2 年間以内の場合には 500 万円。	—	—	
	旅費内訳	日本側 参加者 等	外国旅費	相手国目的地までの往復 交通費、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等	—	—
		国内旅費		交通費、日当、宿泊料、等	—	—
	相手国側参加者等		—	—	—	
	旅費以外 留意事項	使途		事務取扱の手引「4-4. 表 3」を参照。		
		会議費 (セミナー)	—	—	—	
		海外旅行傷害保険	日本側参加者等の海外旅行傷害保険	—	—	
DOST から日本側参加者等 に対する支給経費	—			—	—	
備考	・ フィリピン側の支給額は、共同研究は 1 件・各年度あたり 1,250,000 フィリピン・ペソ以内、かつ、総額の上限額は全実施期間で 2,500,000 フィリピン・ペソです。					

【韓国】韓国研究財団 (National Research Foundation of Korea:NRF)

共同研究ではそれぞれ自国の参加者に係る経費を、セミナーでは派遣側が渡航費を、受入側(開催国)が滞在費及びセミナー一本会合の開催経費を負担します。

			共同研究		セミナー				
					韓国開催		日本開催		
事業名称			日本学術振興会と韓国研究財団との二国間交流事業(共同研究・セミナー) Japan-Korea Basic Scientific Cooperation Program between JSPS and NRF						
実施期間 (セミナーは本会合)			2年間		1週間以内		1週間以内		
			初年度 開始時期	採用年度 4月 1 日	開催 可能日	採用年度 4月 1 日から翌年 3月 31 日までの間	開催 可能日	採用年度 4月 1 日から翌年 3月 31 日までの間	
参加者の渡航受入条件			—		—		—		
第三国からの参加者			—		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。		
振興会から支給する委託費	総額		各年度 120 万円以内。 かつ、総額の上限額は全実 施期間で 240 万円。		総額の上限額は 120 万 円。		総額の上限額は 120 万 円。		
	日本側 参加者 等	外国旅費	相手国目的地までの往復 交通費、相手国滞在中の交 通費、日当、宿泊料、等		相手国目的地までの往復 交通費、等		—		
		国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		交通費、日当、宿泊料、等		交通費、日当、宿泊料、等		
	相手国側参加者等		—		—		日本滞在中の交通費、日 当、宿泊料、等		
	使途		事務取扱の手引「4-4. 表 3」を参照。						
旅費 以外	留意事項	会議費 (セミナー)	—		日本開催の準備会及び 整理会(各 1 回以内)		・ セミナー一本会合開催経費 ・ 日本開催の準備会(2 回 以内)、整理会(1 回以内)		
		海外旅行傷害保険	日本側参加者等の海外旅 行傷害保険 ※相手国側参加者等の海 外旅行傷害保険は NRF が 負担。		日本側参加者等の海外旅 行傷害保険		— ※相手国側参加者等の海 外旅行傷害保険は NRF が 負担。		
NRF から日本側参加者等 に対する支給経費			—		相手国滞在中の交通費、 日当、宿泊料、等		—		
備考			<ul style="list-style-type: none"> ・ 韓国側の共同研究実施期間は、1年間又は2年間です。 ・ 韓国側の支給額は、共同研究は1件・各年度あたり15,000,000ウォン以内、かつ、 総額は全実施期間で30,000,000ウォン以内です。また、セミナーは1件あたり 8,000,000ウォン以内です。 						

【シンガポール】シンガポール国立大学 (National University of Singapore : NUS)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。セミナー一本会合の開催経費は開催国が負担します。

			共同研究		セミナー		
			シンガポール開催		日本開催		
事業名称			日本学術振興会とシンガポール国立大学との二国間交流事業(共同研究・セミナー) JSPS-NUS Joint Research Program/Joint Seminar				
実施期間 (セミナーは本会合)			1年以上 2年以内		1週間以内		
			初年度 開始時期	採用年度 4月 1 日から翌年 3月 31 日までの間	開催 可能日	採用年度 4月 1 日から翌年 3月 31 日までの間	
参加者の渡航受入条件			—		—		
第三国からの参加者			—		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。		
振興会から支給する委託費	総額		各年度 250 万円以内。 かつ、総額の上限額は全実 施期間が 1 年間の場合は 250 万円、2 年間以内の場 合は 500 万円。		総額の上限額は 250 万 円。		
	旅費内訳	日本側 参加者 等	外国旅費		相手国目的地までの往復 交通費、相手国滞在中の 交通費、日当、宿泊料、等		
		国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		交通費、日当、宿泊料、等		
	相手国側参加者等		—		—		
旅費以外 留意事項	使途		事務取扱の手引「4-4. 表 3」を参照。				
	海外旅行傷害保険	会議費 (セミナー)	—		日本開催の準備会及び整 理会(各 1 回以内)		
		日本側参加者等の海外旅 行傷害保険	日本側参加者等の海外旅 行傷害保険		日本側参加者等の海外旅 行傷害保険		
NUS から日本側参加者等 に対する支給経費			—		—		
備考			<ul style="list-style-type: none"> ・シンガポール側の支給額は、共同研究は 1 件・各年度あたり 38,000 シンガポールドル以内、かつ、総額は全実施期間で 76,000 シンガポールドル以内です。また、セミナーは 1 件あたり 38,000 シンガポールドル以内です。 				

【タイ】タイ学術研究会議 (National Research Council of Thailand: NRCT)

派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。

			共同研究	セミナー		
				タイ開催	日本開催	
事業名称			日本学術振興会とタイ学術研究会議との二国間交流事業(共同研究) JSPS-NRCT Joint Research Program			
実施期間 (セミナーは本会合)	1年以上3年以内			—	—	
	初年度開始時期	採用年度4月1日	開催可能日	—	開催可能日	—
参加者の渡航受入条件	—			—	—	
第三国からの参加者	—			—	—	
振興会から支給する委託費	総額		各年度250万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間が1年間の場合は250万円、2年間以内の場合には500万円、3年間以内の場合は750万円。	—	—	
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復交通費、等	—	—
		国内旅費		交通費、日当、宿泊料、等	—	—
	相手国側参加者等			日本滞在中の交通費、日当、宿泊料、等	—	—
	旅費以外	使途		事務取扱の手引「4-4. 表3」を参照。		
		留意事項	会議費(セミナー)	—	—	—
			海外旅行傷害保険	日本側参加者等の海外旅行傷害保険	—	—
NRCTから日本側参加者等に対する支給経費	相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等			—	—	
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・タイ側の共同研究開始時期は、採用年の1月です。 ・タイ側の支給額は、1件・各年度あたり650,000バーツ以内です。このうち日本側参加者等のタイ滞在中の交通費・日当・宿泊料等は60,000バーツ以内です。 					

【トルコ】トルコ科学技術研究機構 (The Scientific and Technological Research Council of Türkiye : TÜBITAK)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。

		共同研究	セミナー					
			トルコ開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会とトルコ科学技術研究機構との二国間交流事業(共同研究) JSPS-TÜBITAK Joint Research Program						
実施期間 (セミナーは本会合)		1年以上 2年以内		—		—		
		初年度 開始時期	採用年度 5月1 日から翌年 3月 31 日までの間	開催 可能日	—	開催 可能日	—	
参加者の渡航受入条件		—		—		—		
第三国からの参加者		—		—		—		
振興会から支給する委託費	総額		各年度 250万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間が1年間の場合は 250万円、2年間以内の場合 は500万円。		—		—	
	旅費内訳	日本側 参加者 等	外国旅費		相手国目的地までの往復 交通費、相手国滞在中の交 通費、日当、宿泊料、等		—	
			国内旅費		交通費、日当、宿泊料、等		—	
	相手国側参加者等		—		—		—	
	旅費以外	使途		事務取扱の手引「4-4. 表3」を参照。				
		留意事項	会議費 (セミナー)	—		—		
			海外旅行傷害保険	日本側参加者等の海外旅 行傷害保険		—		
TÜBITAK から日本側参加者等 に対する支給経費		—		—		—		
備考		・トルコ側の支給額は、1件あたり全実施期間で 1,500,000 トルコリラ以内です。						

【ベトナム】ベトナム科学技術アカデミー (Vietnam Academy of Science and Technology: VAST)

派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。

			共同研究		セミナー		
			ベトナム開催		日本開催		
事業名称			日本学術振興会とベトナム科学技術アカデミーとの二国間交流事業(共同研究) JSPS-VAST Joint Research Program				
実施期間 (セミナーは本会合)			1年以上3年以内		-		
			初年度 開始時期	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	-	
参加者の渡航受入条件			-		-		
第三国からの参加者			-		-		
振興会から支給する委託費	総額		各年度250万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間が1年間の場合は250万円、2年間以内の場合は500万円、3年間以内の場合は750万円。		-		
	旅費内訳 日本側 参加者 等	外国旅費	相手国目的地までの往復 交通費、等		-		
		国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		-		
	相手国側参加者等		日本滞在中の交通費、日 当、宿泊料、等		-		
	使途		事務取扱の手引「4-4. 表3」を参照。				
	旅費以外 留意事項	会議費 (セミナー)	-		-		
		海外旅行傷害保険	日本側参加者等の海外旅 行傷害保険 ※相手国側参加者等の海 外旅行傷害保険はVAST が負担。		-		
VASTから日本側参加者等 に対する支給経費			相手国滞在中の交通費、日 当、宿泊料、等		-		
備考							

【ニュージーランド】ニュージーランド王立学士院 (Royal Society of New Zealand: RSNZ)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。

			共同研究		セミナー		
			ニュージーランド開催		日本開催		
事業名称			日本学術振興会とニュージーランド王立学士院との二国間交流事業(共同研究) Japan-New Zealand Research Cooperative Program between JSPS and RSNZ				
実施期間 (セミナーは本会合)			1年以上2年以内		—		
			初年度 開始時期	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	—	
参加者の渡航受入条件			—		—		
第三国からの参加者			—		—		
振興会から支給する委託費	総額		各年度250万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間が1年間の場合は250万円、2年間以内の場合には500万円。		—		
	旅費内訳 日本側 参加者 等	外国旅費	相手国目的地までの往復交通費、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		—		
		国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		—		
	相手国側参加者等		—		—		
	使途		事務取扱の手引「4-4. 表3」を参照。				
旅費以外 留意事項		会議費 (セミナー)	—		—		
		海外旅行傷害保険	日本側参加者等の海外旅行傷害保険 ※相手国側参加者等の海外旅行傷害保険はRSNZが負担。		—		
RSNZから日本側参加者等に対する支給経費			—		—		
備考			・ニュージーランド側の支給額は、1件・各年度あたり30,000ニュージーランドドル以内です(GSTを除く。)。				

【オーストリア】オーストリア科学財団 (Austrian Science Fund: FWF)

共同研究ではそれぞれ自国の参加者に係る経費を、セミナーでは派遣側が渡航費を、受入側(開催国)が滞在費及びセミナー一本会合の開催経費を負担します。

			共同研究	セミナー			
				オーストリア開催		日本開催	
事業名称		日本学術振興会とオーストリア科学財団との二国間交流事業(共同研究・セミナー) Japan-Austria Research Cooperative Program between JSPS and FWF					
実施期間 (セミナーは本会合)		1年以上 2年以内		1週間以内		1週間以内	
		初年度 開始時期	採用年度 4月 1 日から翌年 3月 31 日までの間	開催 可能日	採用年度 4月 1 日から翌年 3月 31 日までの間	開催 可能日	
参加者の渡航受入条件		—		—		—	
第三国からの参加者		—		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。	
振興会から支給する委託費	総額		各年度 250 万円以内。 かつ、総額の上限額は全実 施期間が 1 年間の場合は 250 万円、2 年間以内の場 合は 500 万円。		総額の上限額は 250 万 円。		
	旅費内訳	日本側 参加者 等	相手国目的地までの往復 交通費、相手国滞在中の交 通費、日当、宿泊料、等		相手国目的地までの往復 交通費、等		
			国内旅費		交通費、日当、宿泊料、等		
	相手国側参加者等		—		—		
	使途		事務取扱の手引「4-4. 表 3」を参照。				
旅費以外 留意事項		会議費 (セミナー)	—		日本開催の準備会及び 整理会(各 1 回以内)	・セミナー一本会合開催経費 ・日本開催の準備会(2 回 以内)、整理会(1 回以内)	
		海外旅行傷害保険	日本側参加者等の海外旅 行傷害保険 ※相手国側参加者等の海 外旅行傷害保険は FWF が 負担。		日本側参加者等の海外旅 行傷害保険		
FWF から日本側参加者等 に対する支給経費		—		相手国滞在中の交通費、 日当、宿泊料、等		—	
備考		<ul style="list-style-type: none"> オーストリア側の支給額は、共同研究については、研究課題毎に支給額が異なります。セミナーは 1 件あたり 10,000 ユーロ以内です。 オーストリア側のみ、最長 3 年間の実施期間が認められる可能性があります。ただし、研究に関連する適切な延長理由があり、かつ経費支給の正当性が認められる場合に限ります。 オーストリア側の共同研究に関する詳細 【参照】https://www.fwf.ac.at/en/research-funding/fwf-programmes/international-programmes/joint-projects/ 【参照】https://www.fwf.ac.at/en/research-funding/application/international-programmes/joint-projects-era-nets/ オーストリア側のセミナーに関する詳細 【参照】https://www.fwf.ac.at/en/research-funding/application/international-programmes/joint-seminars/ 					

【ベルギー】学術研究財団(ワロニー) (Fonds de la Recherche Scientifique—FNRS:F.R.S.—FNRS)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。

			共同研究		セミナー			
			ベルギー開催		日本開催			
事業名称			日本学術振興会とベルギー学術研究財団(ワロニー)との二国間交流事業(共同研究) Japan-Belgium Research Cooperative Program between JSPS and F.R.S.—FNRS					
実施期間 (セミナーは本会合)			1年以上2年以内		—			
			初年度 開始時期	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	—		
参加者の渡航受入条件			—		—			
第三国からの参加者			—		—			
振興会から支給する委託費	総額		各年度250万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間が1年間の場合は250万円、2年間以内の場合には500万円。		—			
	旅費内訳	日本側 参加者 等	相手国目的地までの往復 交通費、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		—			
			国内旅費		交通費、日当、宿泊料、等			
	相手国側参加者等		—		—			
	旅費以外	使途		事務取扱の手引「4-4. 表3」を参照。				
		留意事項	会議費 (セミナー)	—		—		
			海外旅行傷害保険	日本側参加者等の海外旅行傷害保険		—		
F.R.S.—FNRS から日本側 参加者等に対する支給経費			—		—			
備考			・ベルギー側の支給額は、1件・各年度あたり7,500ユーロ以内。かつ、総額の上限額は全実施期間で15,000ユーロ以内です。					

【ベルギー】学術研究財団(フランダース) (Research Foundation – Flanders : FWO)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。

			共同研究		セミナー		
			ベルギー開催		日本開催		
事業名称			日本学術振興会とベルギー学術研究財団(フランダース)との二国間交流事業(共同研究) Japan–Flanders Research Cooperative Program between JSPS and FWO				
実施期間 (セミナーは本会合)			1年以上2年以内		—	—	
	初年度 開始時期	採用年度4月1 日	開催 可能日	—	開催 可能日	—	
参加者の渡航受入条件			—	—	—	—	
第三国からの参加者			—	—	—	—	
振興会から支給する委託費	総額		各年度250万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間が1年間の場合は250万円、2年間以内の場合には500万円。	—	—	—	
	旅費内訳	日本側 参加者 等	相手国目的地までの往復交通費、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等	—	—	—	
		国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等	—	—	—	
	相手国側参加者等		—	—	—	—	
	使途		事務取扱の手引「4-4. 表3」を参照。				
旅費以外	留意事項	会議費 (セミナー)	—	—	—	—	
		海外旅行傷害保険	日本側参加者等の海外旅行傷害保険 ※相手国側参加者等の海外旅行傷害保険はFWOが負担。	—	—	—	
FWOから日本側参加者等に対する支給経費			—	—	—	—	
備考			<ul style="list-style-type: none"> ベルギー側の支給額は、日当66ユーロ(1月あたり最大1,650ユーロ)及び交通費となります。FWOが指定する旅行代理店を通じて手配することなどが必要となりますので、詳細はベルギー側代表者からFWOに確認してください。 <p>【参照】https://www.fwo.be/media/1023717/fwo-gemachtigde-kantoren-reisagentschappen_20190829.pdf</p>				

【チェコ】チェコ科学アカデミー (Czech Academy of Sciences: CAS)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。

			共同研究	セミナー				
				チェコ開催	日本開催			
事業名称			日本学術振興会とチェコ科学アカデミーとの二国間交流事業(共同研究) Japan-Czech Republic Research Cooperative Program between JSPS and CAS					
実施期間 (セミナーは本会合)			2年間		—	—		
			初年度 開始時期	採用年度 4月 1 日	開催 可能日	—		
参加者の渡航受入条件			—		—	—		
第三国からの参加者			—		—	—		
振興会から支給する委託費	総額		各年度 250 万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間で 500 万円。			—		
	旅費内訳	日本側 参加者 等	相手国目的地までの往復 交通費、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等			—		
			国内旅費 交通費、日当、宿泊料、等			—		
	相手国側参加者等		—			—		
	旅費以外	使途		事務取扱の手引「4-4. 表 3」を参照。				
		留意事項	会議費 (セミナー)		—	—		
			海外旅行傷害保険 日本側参加者等の海外旅行傷害保険		—	—		
CAS から日本側参加者等 に対する支給経費			—		—	—		
備考			<ul style="list-style-type: none"> ・ チェコ側の共同研究期間は採用年の 1 月 1 日～採用翌年の 12 月 31 日です。 ・ チェコ側の支給額は、1 件あたり全実施期間で 1,000,000 チェコ・コルナ以内です。 					

【フィンランド】フィンランドアカデミー (Academy of Finland:AF)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。

			共同研究		セミナー			
			フィンランド開催		日本開催			
事業名称			日本学術振興会とフィンランドアカデミーとの二国間交流事業(共同研究) Japan-Finland Research Cooperative Program between JSPS and AF					
実施期間 (セミナーは本会合)			1年以上2年以内		—			
			初年度 開始時期	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	—		
参加者の渡航受入条件			—		—			
第三国からの参加者			—		—			
振興会から支給する委託費	総額		各年度250万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間が1年間の場合は250万円、2年間以内の場合には500万円。		—			
	旅費内訳	日本側 参加者 等	相手国目的地までの往復 交通費、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		—			
			国内旅費		交通費、日当、宿泊料、等			
	相手国側参加者等		—		—			
	旅費以外	使途		事務取扱の手引「4-4. 表3」を参照。				
		留意 事項	会議費 (セミナー)	—		—		
			海外旅行傷害保険	日本側参加者等の海外旅行傷害保険		—		
AFから日本側参加者等 に対する支給経費			—		—			
備考			—					

【フランス】国立保健医学研究所 (Institut National de la Santé et de la Recherche Médicale: Inserm)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。セミナー一本会合の開催経費は開催国が負担します。

			共同研究	セミナー	
				フランス開催	日本開催
事業名称			日本学術振興会とフランス国立保健医学研究所との二国間交流事業(セミナー) Japan-France Research Cooperative Program between JSPS and Inserm		
実施期間 (セミナーは本会合)			—	—	2~3日
初年度 開始時期		—	開催 可能日	—	開催 可能日 採用年度 4月 1 日から同年 12月 31 日までの間
参加者の渡航受入条件			—		日本側、フランス側参加者 (代表者を含む)が各 10 名 まで。
第三国からの参加者			—		若干名の参加を認めるが委 託費では負担しない。
振興会から支給する委託費	総額		—		総額の上限額は 250 万円。
	日本側 参加者 等	外国旅費	—		—
	国内旅費		—		交通費、日当、宿泊料、等
	相手国側参加者等		—		—
旅費 以外	使途		事務取扱の手引「4-4. 表 3」を参照。		
	留意事項	会議費 (セミナー)	—		・ セミナー一本会合開催経費 ・ 日本開催の準備会(2 回 以内)、整理会(1 回以内)
	海外旅行傷害保険	—		— ※相手国側参加者等の海 外旅行傷害保険は Inserm が負担。	
Inserm から日本側参加者等 に対する支給経費			—		—
備考			<ul style="list-style-type: none"> ・ フランス側代表者及び参加者は Inserm で勤務している者とします。 ・ フランス側の支給額は、1件あたり 12,000 ユーロ以内です。 		

[フランス]ヨーロッパ・外務省－高等教育・研究省 (Ministry for Europe and Foreign Affairs – Ministry of Higher Education and Research: MEAE-MESR)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。

			共同研究	セミナー				
				フランス開催		日本開催		
事業名称			日本学術振興会とフランスヨーロッパ・外務省-高等教育・研究省との 二国間交流事業(SAKURA プログラム) Japan-France Integrated Action Program (SAKURA)					
実施期間 (セミナーは本会合)			1年以上 2年以内		—		—	
			初年度 開始時期	採用年度 4月 1 日から翌年 3月 31 日までの間	開催 可能日	—	開催 可能日 —	
参加者の渡航受入条件			—		—		—	
第三国からの参加者			—		—		—	
振興会から支給する委託費	総額		各年度 100 万円以内。 かつ、総額の上限額は全実 施期間が 1 年間の場合は 100 万円、2 年間以内の場 合は 200 万円。		—		—	
	旅費内訳	日本側 参加者 等	相手国目的地までの往復 交通費、相手国滞在中の交 通費、日当、宿泊料、等		—		—	
			国内旅費		交通費、日当、宿泊料、等		—	
	相手国側参加者等		—		—		—	
	使途		事務取扱の手引「4-4. 表 3」を参照。					
	旅費以外 留意事項	会議費 (セミナー)	—		—		—	
		海外旅行傷害保険	日本側参加者等の海外旅 行傷害保険		—		—	
MEAE-MESR から日本側参加者 等 に対する支給経費			—		—		—	
備考			<ul style="list-style-type: none"> ・ フランス側の共同研究期間は、採用年の 2 月～採用翌年の 12 月 31 日です。 ・ フランス側の支給額は、1 件・各年度あたり 6,000 ユーロ以内です。 ・ フランス側代表者から“Guideline for Good Practice”等の文書に署名を求める場合が ありますが、MEAE-MESR 及び振興会が求めているものではありません。日本側代表 者は、署名の前にフランス側代表者並びに日本側参加者及び所属機関とよく協議を行 ってください。 <p>【R5 採用分まで】</p> <p>対応機関の名称は「ヨーロッパ・外務省-高等教育・研究・イノベーション省(Ministry for Europe and Foreign Affairs – Ministry of Higher Education, Research, and Innovation: MEAE-MESRI)」から変わりましたが、書類提出においては、引き続き「MEAE-MESRI」の 略称名を使用してください。</p>					

【ドイツ】ドイツ学術交流会（German Academic Exchange Service:DAAD）

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。

			共同研究	セミナー					
				ドイツ開催		日本開催			
事業名称			日本学術振興会とドイツ学術交流会との二国間交流事業(共同研究) Japan-Germany Research Cooperative Program between JSPS and DAAD						
実施期間 (セミナーは本会合)			1年以上2年以内		—	—			
			初年度 開始時期	採用年度4月1 日から同年12月 31日までの間	開催 可能日	—			
参加者の渡航受入条件			—		—	—			
第三国からの参加者			—		—	—			
振興会から支給する委託費	総額		各年度200万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間が1年間の場合は200万円、2年間以内の場合には400万円。		—	—			
	旅費内訳	日本側 参加者 等	相手国目的地までの往復 交通費、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		—	—			
			国内旅費		—	—			
	相手国側参加者等		—		—	—			
	旅費以外 留意事項		使途						
			事務取扱の手引「4-4. 表3」を参照。						
			会議費 (セミナー)		—	—			
	海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅行傷害保険		—	—			
DAADから日本側参加者等 に対する支給経費			—		—	—			
備考			<ul style="list-style-type: none"> ・ドイツ側の共同研究期間は、採用年の1月1日から同年12月31日まで、もしくは採用翌年の12月31日までです。 ・ドイツ側の支給額の総額は全実施期間が1年間の場合は15,000ユーロ、2年間の場合は30,000ユーロ以内です。 						

【ドイツ】ドイツ研究振興協会（German Research Foundation: DFG）

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。セミナー一本会合の開催経費は開催国が負担します。

			共同研究	セミナー			
				ドイツ開催	日本開催		
事業名称			日本学術振興会とドイツ研究振興協会との二国間交流事業(セミナー) Japan-Germany Research Cooperative Program between JSPS and DFG				
実施期間 (セミナーは本会合)			—		1週間以内		
			初年度 開始時期	—	開催 可能日	採用年度 4月 1 日から翌年 3月 31 日までの間	
参加者の渡航受入条件			—		—		
第三国からの参加者			—		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。		
振興会から支給する委託費	総額		—		総額の上限額は 250 万円。		
	旅費内訳	日本側 参加者 等	—		相手国目的地までの往復 交通費、相手国滞在中の交 通費、日当、宿泊料、等		
		国内旅費	—		交通費、日当、宿泊料、等		
	相手国側参加者等		—		—		
旅費以外 留意事項	使途		事務取扱の手引「4-4. 表 3」を参照。				
	留意事項	会議費 (セミナー)	—		日本開催の準備会及び整 理会(各 1 回以内)		・ セミナー一本会合開催経費 ・ 日本開催の準備会(2 回 以内)、整理会(1 回以内)
		海外旅行傷害保険	—		日本側参加者等の海外旅 行傷害保険		—
DFG から日本側参加者等 に対する支給経費			—		—		
備考							

【ハンガリー】ハンガリー科学アカデミー (Hungarian Academy of Sciences: HAS)

派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。

			共同研究	セミナー			
				ハンガリー開催	日本開催		
事業名称			日本学術振興会とハンガリー科学アカデミーとの二国間交流事業(共同研究) Japan-Hungary Research Cooperative Program between JSPS and HAS				
実施期間 (セミナーは本会合)			2年間		—	—	
			初年度 開始時期	採用年度 4月 1 日	開催 可能日	—	
参加者の渡航受入条件			—		—	—	
第三国からの参加者			—		—	—	
振興会から支給する委託費	総額		各年度 250 万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間で 500 万円。		—	—	
	日本側 参加者 等	外国旅費	相手国目的地までの往復 交通費、等		—	—	
		国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		—	—	
	相手国側参加者等		日本滞在中の交通費、滞在費 ※滞在費単価： 14,000 円/ 日(24 日以内)、336,000 円/ 月(25 日～1 ヶ月) 1 ヶ月を超える計算につい ては、336,000 円を上限とし て 14,000 円 × 日数を加算 する。		—	—	
					—	—	
	使途		事務取扱の手引「4-4. 表 3」を参照。				
	旅費以外 留意事項	会議費 (セミナー)	—		—	—	
		海外旅行傷害保険	日本側参加者等の海外旅 行傷害保険 ※相手国側参加者等の海 外旅行傷害保険は HAS が 負担。		—	—	
HAS から日本側参加者等 に対する支給経費			相手国滞在中の交通費、日 当、宿泊料、等		—	—	
備考			・ 相手国での日当・宿泊料(=滞在費)はハンガリー側の各受入機関の規程額となりま す。				

【イタリア】イタリア学術研究会議 (The National Research Council of Italy:CNR)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。

			共同研究	セミナー			
				イタリア開催	日本開催		
事業名称			日本学術振興会とイタリア学術研究会議との二国間交流事業(共同研究) Japan–Italy Research Cooperative Program between JSPS and CNR				
実施期間 (セミナーは本会合)			2年間		—		
			初年度 開始時期	採用年度 4月 1 日から同年 12月 31 日までの間	開催 可能日		
参加者の渡航受入条件			—	—	—		
第三国からの参加者			—	—	—		
振興会から支給する委託費	総額		各年度 120 万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間で 240 万円。		—		
	日本側 参加者 等	外国旅費	相手国目的地までの往復 交通費、日当、宿泊料、等		—		
	国内旅費		交通費、日当、宿泊料、等		—		
	相手国側参加者等		—	—	—		
旅費以外	使途		事務取扱の手引「4-4. 表 3」を参照。				
	留意 事項	会議費 (セミナー)	—	—	—		
	海外旅行傷害保険		—	—	—		
CNR から日本側参加者等 に対する支給経費			—	—	—		
備考			<ul style="list-style-type: none"> ・ イタリア側の共同研究期間は採用年の 1 月～採用翌年の 12 月です。 ・ イタリア側の支給額は、1 件・各年度あたり 8,000 ユーロ以内、かつ、総額の上限額は全実施期間で 16,000 ユーロ以内。 				

【リトアニア】リトアニア研究評議会 (Research Council of Lithuania : RCL)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。セミナー一本会合の開催経費は開催国が負担します。

			共同研究		セミナー		
			リトアニア開催		日本開催		
事業名称			日本学術振興会とリトアニア研究評議会との二国間交流事業(共同研究・セミナー) Japan-Lithuania Research Cooperative Program between JSPS and RCL				
実施期間 (セミナーは本会合)			1年以上 2年以内		1週間以内		
初年度 開始時期	採用年度 4月 1 日から翌年 3月 31 日までの間	開催 可能日	採用年度 4月 1 日から翌年 3月 31 日までの間	開催 可能日	採用年度 4月 1 日から翌年 3月 31 日までの間		
参加者の渡航受入条件			—		—		
第三国からの参加者			—		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。		
振興会から支給する 委託費	総額		各年度 250 万円以内。 かつ、総額の上限額は全実 施期間で 500 万円。		総額の上限額は 250 万 円。		
	日本側 参加者 等	外国旅費	相手国目的地までの往復 交通費、相手国滞在中の 交通費、日当、宿泊料、等		相手国目的地までの往復 交通費、相手国滞在中の 交通費、日当、宿泊料、等		
		国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		交通費、日当、宿泊料、等		
	相手国側参加者等		—		—		
旅費 以外	使途			事務取扱の手引「4-4. 表 3」を参照。			
	留意事項	会議費 (セミナー)	—		日本開催の準備会及び 整理会(各 1 回以内)		
		海外旅行傷害保険	日本側参加者等の海外旅 行傷害保険 ※相手国側参加者等の海 外旅行傷害保険は RCL が 負担。		日本側参加者等の海外旅 行傷害保険		
RCL から日本側参加者等 に対する支給経費			—		—		
備考			・ リトアニア側の支給額は、共同研究は1件あたり全実施期間で 100,000 ユーロ以内。 また、セミナーは 1 件あたり 20,000 ユーロ以内です。				

[オランダ]オランダ科学研究機構 (Netherlands Organisation for Scientific Research : NWO)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。セミナー一本会合の開催経費は開催国が負担します。

			共同研究	セミナー			
				オランダ開催	日本開催		
事業名称			日本学術振興会とオランダ科学研究機構との二国間交流事業(セミナー) Japan-Netherland Research Cooperative Program between JSPS and NWO				
実施期間 (セミナーは本会合)			—		1週間以内		
			初年度 開始時期	—	開催 可能日	採用年度 4月 1 日から翌年 3月 31 日までの間	
参加者の渡航受入条件			—		—		
第三国からの参加者			—		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。		
振興会から支給する委託費	総額		—		総額の上限額は 250 万円。		
	旅費内訳	日本側 参加者 等	—		相手国目的地までの往復 交通費、相手国滞在中の交 通費、日当、宿泊料、等		
		国内旅費	—		交通費、日当、宿泊料、等		
	相手国側参加者等		—		—		
旅費以外 留意事項	使途		事務取扱の手引「4-4. 表 3」を参照。				
	会議費 (セミナー)	—		日本開催の準備会及び整 理会(各 1 回以内)		・ セミナー本会合開催経費 ・ 日本開催の準備会(2 回 以内)、整理会(1 回以内)	
		海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅 行傷害保険		—	
NWO から日本側参加者等 に対する支給経費			—		—		
備考			・ オランダ側の支給額は、1 件あたり 15,000 ユーロ以内です。				

【ポーランド】ポーランド科学アカデミー (Polish Academy of Sciences:PAN)

派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。セミナー一本会合の開催経費は開催国が負担します。

			共同研究		セミナー			
			ポーランド開催		日本開催			
事業名称			日本学術振興会とポーランド科学アカデミーとの二国間交流事業(共同研究・セミナー) Japan-Poland Research Cooperative Program between JSPS and PAN					
実施期間 (セミナーは本会合)			2年間		1週間以内		1週間以内	
	初年度 開始時期	採用年度 4月 1 日	開催 可能日	採用年度 4月 1 日から翌年 3月 31 日までの間	開催 可能日	採用年度 4月 1 日から翌年 3月 31 日までの間		
参加者の渡航受入条件			各年度の日本側参加者等 派遣、相手国側参加者等受 入の総滞在日数は原則各 50人・日以内。		日本側参加者等の相手 国滞在期間の総計は原 則 50人・日以内。		相手国側参加者等の日本 滞在期間の総計は原則 50 人・日以内。	
第三国からの参加者			—		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。	
振興会から支給する委託費	総額		各年度 250 万円以内。 かつ、総額の上限額は全実 施期間で 500 万円。		総額の上限額は 250 万 円。		総額の上限額は 250 万 円。	
	日本側 参加者 等	外国旅費	相手国目的地までの往復 交通費、等		相手国目的地までの往復 交通費、等		—	
		国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		交通費、日当、宿泊料、等		交通費、日当、宿泊料、等	
	相手国側参加者等		日本滞在中の交通費、滞在 費、等 ※滞在費単価：14,000 円/ 日(24 日以内)、336,000 円/ 月(25 日～1ヶ月) 1ヶ月を超える計算につい ては、336,000 円を上限とし て 14,000 円 × 日数を加算 する。		—		日本滞在中の交通費、滞在 費、等 ※滞在費単価： 14,000 円/日(24 日以内)	
旅費 以外	使途		事務取扱の手引「4-4. 表 3」を参照。					
	留意 事項	会議費 (セミナー)	—		日本開催の準備会及び 整理会(各 1 回以内)		・セミナー一本会合開催経費 ・日本開催の準備会(2 回 以内)、整理会(1 回以内)	
		海外旅行傷害保険	相手国側参加者等の海外 旅行傷害保険		—		相手国側参加者等の海外 旅行傷害保険	
PAN から日本側参加者等 に対する支給経費			相手国滞在中の交通費、 日当、宿泊料、保険料等		相手国滞在中の交通費、 日当、宿泊料、保険料等		—	
備考			・ポーランド側の支給額は、共同研究は 1 件・各年度あたり 13,500 ポーランドズロチ以 内、かつ、総額は全実施期間で 27,000 ポーランドズロチ以内です。また、セミナーは 1 件あたり 13,500 ポーランドズロチ以内です。					

【スロベニア】高等教育科学イノベーション省 (Ministry of Higher Education, Science and Innovation: MESI)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。

			共同研究		セミナー			
			スロベニア開催		日本開催			
事業名称			日本学術振興会とスロベニア高等教育科学イノベーション省との二国間交流事業(共同研究) Japan-Slovenia Research Cooperative Program between JSPS and MESI					
実施期間 (セミナーは本会合)			1年以上2年以内		—			
			初年度 開始時期	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	—		
参加者の渡航受入条件			—		—			
第三国からの参加者			—		—			
振興会から支給する委託費	総額		各年度200万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間が1年間の場合は200万円、2年間以内の場合には400万円。		—			
	旅費内訳	日本側 参加者 等	相手国目的地までの往復 交通費、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		—			
			国内旅費		交通費、日当、宿泊料、等			
	相手国側参加者等		—		—			
	旅費以外	使途		事務取扱の手引「4-4. 表3」を参照。				
		留意事項	会議費 (セミナー)	—		—		
			海外旅行傷害保険	日本側参加者等の海外旅行傷害保険		—		
MESIから日本側参加者等に対する支給経費			—		—			
備考			<ul style="list-style-type: none"> スロベニア側の実施期間は採用年度4月1日～翌年度3月31日です。 スロベニア側の支給額は、全実施期間が1年間の場合は6,000ユーロ以内、2年間以内の場合は12,000ユーロ以内です。 <p>【R5 採用分まで】 対応機関の名称は「教育科学スポーツ省 (Ministry of Education, Science and Sport: MESS)」から変わりましたが、書類提出においては、引き続き「MESS」の略称名を使用してください。</p>					

【英国】王立協会 (The Royal Society)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。

			共同研究	セミナー		
				英国開催	日本開催	
事業名称		日本学術振興会と英国王立協会との二国間交流事業(共同研究) Japan-UK Research Cooperative Program between JSPS and The Royal Society				
実施期間 (セミナーは本会合)		2年間		—	—	
	初年度 開始時期	採用年度 4月 1 日	開催 可能日	—	開催 可能日	
参加者の渡航受入条件		—	—	—	—	
第三国からの参加者		—	—	—	—	
振興会から支給する委託費	総額		各年度 200 万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間で 400 万円。	—	—	
	旅費内訳	日本側 参加者 等	相手国目的地までの往復 交通費、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等	—	—	
		国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等	—	—	
	相手国側参加者等		—	—	—	
	旅費以外		使途	事務取扱の手引「4-4. 表 3」を参照。		
		留意事項	会議費 (セミナー)	—	—	
			海外旅行傷害保険	日本側参加者等の海外旅行傷害保険	—	
The Royal Society から日本側 参加者等に対する支給経費			—	—	—	
備考			<ul style="list-style-type: none"> ・ 英国側の共同研究期間は 2 年間で、採用年の 3 月 31 日までに開始されることとなります。 ・ 英国側の支給額は、1 件あたり全実施期間(2 年)で総額 12,000 ポンド以内です。 			

【オープンパートナーシップ】共同研究／セミナー（OP）

日本側参加者等に係る経費のみを負担します。

			共同研究		セミナー	
			相手国開催		日本開催	
事業名称			オープンパートナーシップ共同研究／セミナー JSPS Bilateral Open Partnership Joint Research Projects/Seminars			
実施期間 (セミナーは本会合)	1年以上 2年以内		1週間以内		1週間以内	
	初年度 開始時期	採用年度 4月 1 日から翌年 3月 31 日までの間	開催 可能日	採用年度 4月 1 日から翌年 3月 31 日までの間	開催 可能日	採用年度 4月 1 日から翌年 3月 31 日までの間
参加者の渡航受入条件	—		—		—	
第三国からの参加者	—		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。	
振興会から支給する委託費	総額		各年度 200 万円以内。 かつ、総額の上限額は全実 施期間が 1 年間の場合は 200 万円、2 年間以内の場 合は 400 万円。		総額の上限額は 200 万 円。	
	旅費内訳	日本側 参加者 等	外国旅費	相手国目的地までの往復 交通費、相手国滞在中の 交通費、日当、宿泊料、等	相手国目的地までの往復 交通費、相手国滞在中の 交通費、日当、宿泊料、等	—
		国内旅費	—	交通費、日当、宿泊料、等	交通費、日当、宿泊料、等	交通費、日当、宿泊料、等
	相手国側参加者等	—	—	—	—	—
旅費以外 留意事項	使途		事務取扱の手引「4-4. 表 3」を参照。			
	会議費 (セミナー)	—	日本開催の準備会及び 整理会(各 1 回以内)		・ セミナー本会合開催経費 ・ 日本開催の準備会(2 回 以内)、整理会(1 回以内)	
		海外旅行傷害保険	日本側参加者等の海外旅 行傷害保険	日本側参加者等の海外旅 行傷害保険	—	
相手国から日本側参加者等 に対する支給経費	—		—		—	
備考						